

第三百三十二回国会
衆議院
文教委員會議録
第四号

平成七年二月十五日(水曜日)
午後一時二十分開議

出席委員

委員長 伊吹 文明君

理事 小川 元君

理事 河村 建夫君

理事 藤村 修君

理事 興石 東君

理事 小野 晋也君

岸田 文雄君

栗原 博久君

穂積 良行君

西 博義君

鳩山 邦夫君

福留 泰蔵君

濱田 健一君

大矢 卓史君

出席國務大臣

文部大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

文部大臣官房長 佐藤 禎一君

文部省高等教育局長 吉田 茂君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 長谷川善一君

委員の異動

二月十五日

辞任

稲葉 大和君

牧野 聖修君

同日

辞任

岸本 光造君

補欠選任

岸本 光造君

大矢 卓史君

補欠選任

稲葉 大和君

大矢 卓史君 牧野 聖修君

本日の會議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○伊吹委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。与謝野文部大臣。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○与謝野國務大臣 このたび、政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の学部の設置及び短期大学部の廃止等について規定するものであります。

まず第一は、学部の設置についてであります。これは、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、静岡大学の教養部を改組して情報学部を、和歌山大学にシステム工学部を、島根大学の理学部及び農学部を改組して総合理工学部及び生物資源科学部をそれぞれ設置しようとするものであります。

なお、これらの学部は本年十月一日に設置し、平成八年四月から学生を受け入れることとしております。

ります。

第二は、短期大学部の廃止についてであります。

これは、昼夜開講制による教育体制の充実のため、静岡大学及び香川大学に併設されている夜間三年制の短期大学部を廃止して、それぞれの大学の関係学部と統合するとともに、看護等医療技術教育の充実等を図るため、金沢大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して同大学の医学部に統合しようとするものであります。

なお、これらの短期大学部は、平成八年度から学生募集を停止し、静岡大学及び香川大学に併設されている夜間三年制の短期大学部は、平成九年度限りで、金沢大学に併設されている医療技術短期大学部は、平成十年度限りで廃止することを予定しております。

このほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成七年度の職員の見定を定めることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○伊吹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)

の一部を次のように改正する。

「教育学部」に改め、同表和歌山大学の項中「経済情報学部」に改め、同表島根大学の項中「経済学部」を「システム工学部」に改め、同表島根大学の項中「理学部」を「総合理工学部」に改める。

第三條の四第二項の表金沢大学医療技術短期大学部の項、静岡大学法経短期大学部の項及び香川大学商業短期大学部の項を削る。

附則第三項中「一万九千九百十五人」を「一万九千九百三十三人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の改正規定 平成七年四月一日

二 第三條第一項の表の改正規定及び次項の規定 平成七年十月一日

三 第三條の四第二項の表の改正規定(金沢大学医療技術短期大学部の項を削る部分を除く)及び附則第三項の規定 平成十年四月一日

四 第三條の四第二項の表の改正規定のうち金沢大学医療技術短期大学部の項を削る部分及び附則第四項の規定 平成十一年四月一日

(島根大学の理学部及び農学部の存続に関する経過措置)

2 島根大学の理学部及び農学部は、改正後の第三條第一項の規定にかかわらず、平成七年九月三十日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(静岡大学法経短期大学部及び香川大学商業短期大学部の存続に関する経過措置)

3 静岡大学法経短期大学部及び香川大学商業短期大学部の存続に関する経過措置

期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
(金沢大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

4 金沢大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

理由

国立の大学における教育研究体制の整備及び充実に図るため、静岡大学に情報学部を設置するほか二大学に三学部を設置するとともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成七年度の職員の定員を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第百三十一回国会文教委員会議録附録中正誤

五ページ下段の表中、三段四行に仕切り線を入れ、三段二行の仕切り線を取る。

ページ 段 行 誤 正

五 四 三 公布の日
平成六年十月一日

六 一 三 同日
施行日

六 一 三 翌月の初日
共済組合

六 一 三 附則第一項第三号に
この法律の施行
掲げる改正規定
前にした